

令和4年6月16日  
子ども・子育て会議

# 中野区子どもの権利に 関する条例



中野区子ども教育部子ども・教育政策課

# 1. 条例制定の経緯

|         |                                                                                                                                                                                    |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和2年10月 | 「中野区子どもの権利擁護推進審議会条例」を制定                                                                                                                                                            |
| 令和2年12月 | 第1回中野区子どもの権利擁護推進審議会                                                                                                                                                                |
| 令和3年2月  | 第2回中野区子どもの権利擁護推進審議会(オンライン開催)                                                                                                                                                       |
| 令和3年3月  | <ul style="list-style-type: none"><li>・第3回中野区子どもの権利擁護推進審議会(オンライン開催)</li><li>・第4回中野区子どもの権利擁護推進審議会</li><li>・子どもの意見募集(HP、図書館、児童館にて実施)</li><li>・企画展示『「子どもの権利」いくつ知っていますか?』を開催</li></ul> |
| 令和3年4月  | <ul style="list-style-type: none"><li>・第5回中野区子どもの権利擁護推進審議会(オンライン開催)</li><li>・区内中学校、高校、団体へ子どもの権利に関する出前授業・意見聴取を実施</li></ul>                                                          |
| 令和3年5月  | 第6回中野区子どもの権利擁護推進審議会(オンライン開催)                                                                                                                                                       |
| 令和3年6月  | <ul style="list-style-type: none"><li>・中野区子どもの権利擁護推進審議会から答申を受ける</li><li>・区民と区長のタウンミーティング「子どもの権利について」を開催</li><li>・子どもの権利に関する意見募集(HPにて実施)</li></ul>                                  |
| 令和3年8月  | オンライン講演会「子どもの権利を考える～子どもにやさしいまちづくり～」を開催                                                                                                                                             |
| 令和3年10月 | 条例の考え方に関する区民意見交換会の実施(子ども向け含む全6回)                                                                                                                                                   |
| 令和3年12月 | 条例案に盛り込むべき事項に関するパブリック・コメント手続きの実施                                                                                                                                                   |
| 令和4年3月  | 「中野区子どもの権利に関する条例」制定、同年4月1日施行                                                                                                                                                       |

## 2. 条例制定に係る子どもへの意見聴取

- 中野区子どもと子育て家庭の実態調査(郵送・Web)
- 区内中学校、高校、国際交流協会等における出前授業
- 紙によるアンケート(区内高校、児童館、図書館等)
- HPによるwebアンケート
- 児童館における子ども向け意見交換会



▲区内高校での出前授業でワークショップを行っている様子



▲児童館での意見交換会の様子

A yellow opinion collection form titled "子どもみなさんのいけん意見をかかせてください" (Please let us hear your children's opinions). The form contains a message from the Nishi-ku Children's Center, a large empty box for writing, and a QR code at the bottom right. The text on the form is in Japanese and encourages children to share their thoughts on the draft ordinance.

▲意見募集用紙

# 3. 条例の構成

- 前文
- 第1章 総則
- 第2章 子どもの権利の保障
- 第3章 子どもにやさしいまちづくりの推進
- 第4章 子どもに関する取組の推進および検証
- 第5章 子どもの権利の相談および侵害からの救済
- 第6章 総則



## 4. 前文

子ども

権利の主体であり、一人の人間としてその尊厳が尊重され、その権利が保障される

大人

子どもの声に耳をかたむけ、その意見、考え、思いを受け止め、これを尊重し、子どもと一緒に、子どもにとって最も善いことを第一に考える

区

子どもをパートナーとして、子どもにやさしいまちづくりを推進する

### 前文のポイント

- ★ 大人から子どもへのメッセージを記載
- ★ 子どもはまちづくりのパートナーであることを記載
- ★ 子どもの「今」と「未来」のために子どもの権利を保障することを記載



## 5. 基本理念【第3条】

1. 子どもは、その命が守られ、心身や尊厳が傷つけられることなく、愛情と理解をもって育まれること。
2. 子どもは、その意見、考え、思いを表明することができ、自分に関係のあることについてその意見等が尊重されること。
3. 子どもに関係のあるあらゆることについて、子どもにとって最も善いことは何かを第一に考えること。
4. 子どもは、一人ひとりの個性が尊重され、だれ一人取り残されることなくその権利が保障されること。

### ※子どもの定義

この条例でいう「子ども」とは、区内に在住・在学・在勤する等区内において生活し、活動する18歳未満の人、およびこれらの人と等しく権利を認めることが適当と認める人をいいます。

「18歳未満の人と等しく権利を認めることが適当と認める人」とは、例えば19歳の誕生日を迎えた高校3年生などを指します。



# 6. 子どもの権利の保障【第2章】

子どもの居るそれぞれの場所、場面での権利保障について規定



子どもにとって大切な、あらゆる場面で特に保障される権利

子どもの具体的な生活場面で権利を保障するため、あらゆる場所の「あらゆる場面」で保障される10の権利を規定

# 7(1). あらゆる場面における権利の保障【第9条】

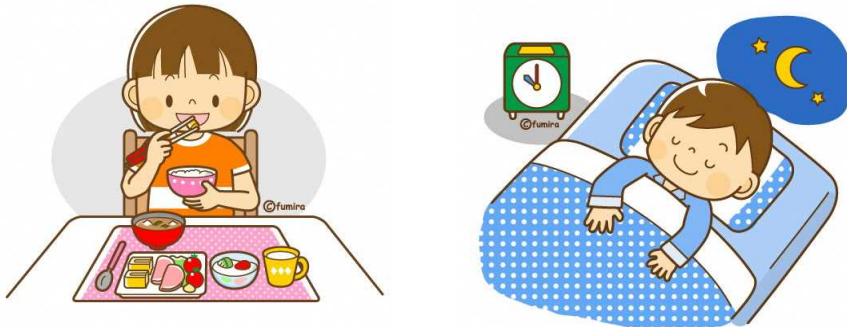
1. 身体的または精神的な暴力を受けないこと



2. 健康的な生活をし、必要な医療、行政サービス等を受けられること



3. 家庭的な環境のもとで育つこと



4. 自分の意見等を表明し、それが尊重されること



# 7(2). あらゆる場面における権利の保障【第9条】

5. 学び、休み、および遊ぶこと。そのために必要な環境が整えられること



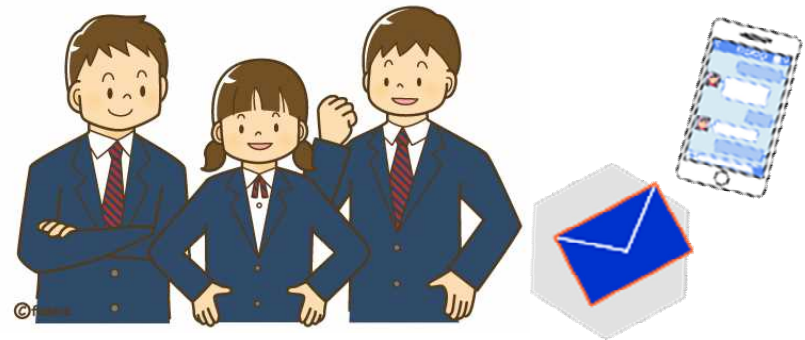
6. 権利を持つ個人として尊重され、自分についての情報を知ること



7. 失敗をしてもやり直せること。そのために必要な環境が整えられること



8. 子どもの発達に応じてそのプライバシーが尊重されること

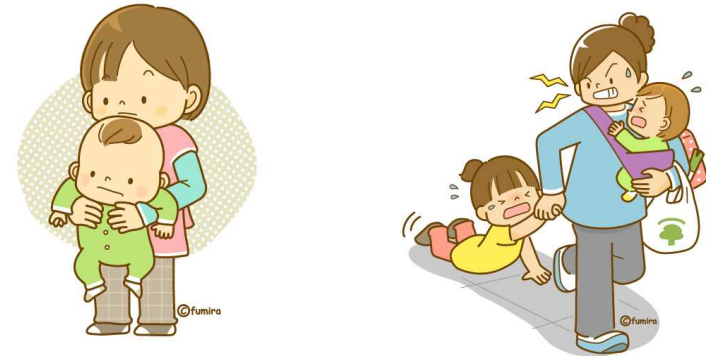


## 7(3). あらゆる場面における権利の保障【第9条】

9. 家庭の環境、経済的な状況、社会的身分、国籍、人種、民族、文化、障害の有無、性別、性自認、性的指向等により差別をされないこと



10. 子どもであることを理由に不当なあつかいを受けないこと



# 8. 区や大人の役割

## 育ち、学ぶ施設や団体



(学校や児童館、子どものために  
地域で活動する団体など)

## 家庭

(保護者など)



## 区民



## 子ども



## 区役所



## 事業者



## 中野区子どもの 権利委員会

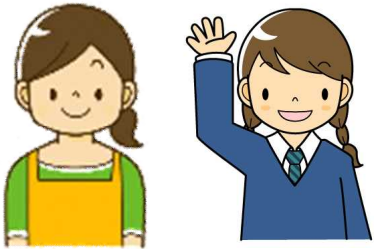


## 中野区子どもの 権利救済委員



区、家庭、地域、育ち・学ぶ施設および団体、事業者が連携・協同し、子どもに  
やさしいまちづくりを推進する

# 9(1). 条例に基づく主な取組



子どもの権利って？ 子どもの権利についてもっと知りたい！



## 普及啓発・理解促進【第4条第4項】

第4条 区は、あらゆる取組を行うことにより子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを推進するものとします。

4 区は、この条例による子どもの権利の尊重の理念が広まり、区民、育ち学ぶ施設および団体が子どもの権利についての理解を深めることができるよう、その考え方を広めていくものとします。

- 子どもの年齢に合わせたリーフレットの作成・配布
- 中野区子どもの権利の日(11月20日)に合わせた講演会等の啓発事業の実施
- 学校等への出前授業・出前講座の実施



## 9(2). 条例に基づく主な取組



子どもだって意見を言いたい！ 意見を言う場がほしい！



### 子どもの意見等表明・参加の促進【第13条】

第13条 区は、子どもが自分の意見等を表明し、参加する機会を確保するために必要な制度を設けるよう努めるものとします。

- 子どもが意見等を表明する機会づくり

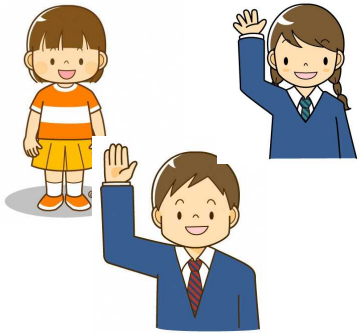
### 子ども会議の設置【第14条】

第14条 区長は、子どもの意見等を求めるための会議（「子ども会議」）を開きます。

- ハイティーン会議（中高生世代）



## 9(3). 条例に基づく主な取組



色んな遊び場がほしい！ ゆっくり勉強できる場所もほしい！



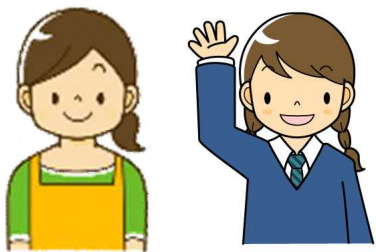
### 居場所づくり【第19条】

第19条 区、育ち学ぶ施設および団体は、子どもが安心して過ごすことができる居場所づくりに努めるものとします。

- 児童館、放課後子ども教室、キッズ・プラザ、学童クラブの運営
- プレーパーク支援
- 公園整備・運営
- 子どもの居場所づくり(子ども食堂・無料塾等)を行う団体への支援
- 学習スペースの運営



## 9(4). 条例に基づく主な取組



子どもが健やかに成長できるよう、取組を進めてほしい！



### 子どもに関する取組の推進計画の策定【第21条】

第21条 区は、子どもに関する取組を推進するための基本となる計画（以下「推進計画」といいます。）を定めます。

- （仮称）子どもに関する総合計画の策定

### 中野区子どもの権利委員会の設置【第22条・第23条】

第22条 推進計画および子どもに関する取組を検証するため、区長の附属機関として、中野区子どもの権利委員会を置きます。

- 中野区子どもの権利委員会



# 9(5). 条例に基づく主な取組



なんだかもやもやする。誰かに話を聴いてほしい。  
いじわるをされた。解決してほしい。



## 中野区子どもの権利救済委員の設置【第24条～第27条】

第24条 子どもの権利の侵害からのすみやかな救済と子どもの権利の保障をはかるため、区長の附属機関として、中野区子どもの権利救済委員を置きます。

- 中野区子どもの権利救済機関(相談窓口)の設置  
→子どもの権利救済委員、権利救済相談・調査専門員を配置

### 相談・支援の流れ

相談



#### 助言・支援

- ・子どもの思いや考え、意見を受け止める
- ・子どもの最善の利益を一緒に考える

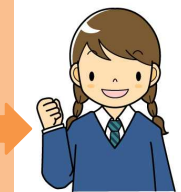


調査・調整

#### 要請・勧告・是正支援

- ・子どもの代弁者として、関係者に働きかける
- ・権利侵害が起こらないように制度改善を促す

解決



# 区は、子どもをパートナーとして、 子どもにやさしいまちづくりを推進します

条例の全文はこちらから見るができます▼

<https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/dept/241500/d032358.html>



▲中野区食育マスコットキャラクター「うさごはん」

中野区子ども教育部子ども・教育政策課